豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害時に水道が断水になった場合に備え、市民等の生活用水を確保するため、市内にある井戸を井戸所有者等の協力により災害時協力井戸として登録することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　災害時　地震災害等による水道の断水時（著しい減水時を含む。）をいう。

⑵　市民等　市内に居住し、若しくは滞在する者又は災害の復旧等に係る活動に従事している者をいう。

⑶　生活用水　飲用水以外の生活の用に供する水をいう。

⑷　災害時協力井戸　災害時において生活用水を市民等に提供できる井戸として市に登録された井戸をいう。

⑸　所有者等　井戸を所有する者又は管理する者をいう。

（登録要件）

第３条　災害時協力井戸として登録することができる井戸は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　市内に所在すること。

⑵　次条の申請の際現に、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。

⑶　災害時に市民等に無償で井戸水の提供ができるものであること。

（登録の手続）

第４条　災害時協力井戸としての登録をしようとする所有者等は、豊川市災害時協力井戸登録申請書（様式第１号）により市長に申し出るものとする。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して登録の可否を決定し、当該申請をした所有者等に対し、豊川市災害時協力井戸登録結果通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　前項の場合において、市長は、災害時協力井戸として登録することを決定したときは、別に定める登録標識を当該決定に係る通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）に交付するものとする。

（登録者の協力）

第５条　市長は、登録者に対し、次の各号に掲げる事項の協力を求めるものとする。

⑴　災害時における市民等への井戸水の提供

⑵　災害時協力井戸又は登録者の自宅の玄関等の見やすい場所への登録標識の掲示
⑶　災害時協力井戸に関する情報を防災関係資料に掲載することの容認
⑷　自主防災会その他、防災を目的として活動する団体への災害時協力井戸の所在地並びに登録者の氏名、住所及び連絡先に関する情報の提供の容認

（登録内容の変更）

第６条　登録者は、登録内容に変更があったときは、豊川市災害時協力井戸登録内容変更届出書（様式第３号）により市長に届け出るものとする。

（登録の解除）

第７条　登録者は、災害時協力井戸の登録を解除したいときは、豊川市災害時協力井戸登録解除申出書（様式第４号）を市長に提出するものとし、市長は、当該申出書の提出があった際は、当該登録を解除するものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。
⑴　第３条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
⑵　前号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

３　市長は、前２項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、豊川市災害時協力井戸登録解除通知書（様式第５号）により、当該登録者に通知するものとする。

４　前項の通知を受けた登録者は、第４条第３項の規定により交付を受けた登録標識を市長に返還し、又は廃棄しなければならない。

（免責）

第８条　災害時協力井戸の利用により、利用者の身体及び財産に被害が生じた場合、所有者等の故意による場合を除き、所有者等はその責任を負わないものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸登録制度について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

豊川市災害時協力井戸登録申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

氏名
申請者　住所
電話
メール

災害時協力井戸として登録したいので、豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第４条第１項の規定により申請します。

なお、登録に当たっては、以下の協力事項について同意します。

<table>
<tr><td rowspan="3">登 録 者</td><td>ふりがな
氏　名</td><td>□申請者に同じ</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>□申請者に同じ</td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td>□申請者に同じ
電話
メール</td></tr>
<tr><td rowspan="2">井戸の所在地</td><td colspan="2">□ 住所と同じ
□ 住所とは別の場所（下欄に所在地を記入してください。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">豊川市</td></tr>
<tr><td>井戸の管理者</td><td colspan="2">□申請者に同じ　□登録者に同じ
※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください</td></tr>
<tr><td>汲み上げ方式</td><td colspan="2">□ 電動ポンプ　□ 手動ポンプ　□ つるべ式</td></tr>
</table>

【協力事項】

１　災害時における市民等への井戸水（生活用水）の無償提供

２　見やすい場所への登録標識の掲示

３　災害時協力井戸に関する情報を防災関係資料へ掲載することの容認

４　自主防災会等の防災を目的とした活動をする団体への災害時協力井戸の所在地並びに登録者の氏名、住所及び連絡先に関する情報提供の容認

様式第２号（第４条関係）

豊川市災害時協力井戸登録結果通知書

第　　　号

年　　　月　　　日

様

豊川市長　　　　　　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった災害時協力井戸の登録について、豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第４条第２項の規定により通知します。

記

登　録　者	
井戸の管理者	
井戸の所在地	豊川市
結　　　果	□ 登録　　登録番号： □ 登録不可 (理由：　　　　　　　　　　　　　)

様式第３号（第６条関係）

豊川市災害時協力井戸登録内容変更届出書

年　　月　　日

豊川市長　殿

氏名
届出者　住所
電話
メール

次の災害時協力井戸について次のとおり登録内容を変更したいので、豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第６条の規定により届け出ます。

登録番号		
登 録 者	ふりがな 氏　　名	□届出者に同じ
	住　　所	□届出者に同じ
	連 絡 先	□届出者に同じ 電話 メール
井戸の所在地	□ 住所と同じ □ 住所とは別の場所（下欄に所在地を記入してください。）	
	豊川市	
井戸の管理者	□届出者に同じ　□登録者に同じ ※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください	
汲み上げ方式	□ 電動ポンプ　□ 手動ポンプ　□ つるべ式	

【記入上の留意事項等】
・登録番号は必ずご記入ください。
・変更内容については変更された項目のみご記入ください。

様式第４号（第７条関係）

豊川市災害時協力井戸登録解除申出書

年　　　月　　　日

豊川市長　殿

氏名
申出者　住所
電話
メール

災害時協力井戸の登録を解除したいので、豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第７条第１項の規定により申し出ます。

登録番号		
登 録 者	ふりがな 氏　　名	□申出者に同じ
井戸の管理者	□申出者に同じ　□登録者に同じ ※ 井戸の所有者と管理者が異なる場合にご記入ください	
汲み上げ方式	□ 電動ポンプ　□ 手動ポンプ　□ つるべ式	
解除理由		

様式第５号（第７条関係）

豊川市災害時協力井戸登録解除通知書

第　　　号

年　　　月　　　日

様

豊川市長　　　　　　　㊞

災害時協力井戸として登録していた下記の井戸について、その登録を解除したので、豊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第７条第３項の規定により登録を解除しましたので通知します。

つきましては、交付を受けた登録標識を速やかに市長に返還し、又は廃棄してください。

記

１　登　録　者

２　登録を解除した井戸　　　登録番号：
　（井戸の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　解除理由